

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月18日

香川県人事委員会委員長 桑城秀樹

香川県人事委員会規則第12号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第9条の2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、<u>配偶者同行休業をし</u>、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>	<p>第9条の2 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>

(人事記録に関する規則の一部改正)

第2条 人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事異動通知書の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表7の項、9の項、16の項から23の項まで、28の項から30の項まで、<u>57</u>の項（再任用の任期の満了及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第</p>	<p>(人事異動通知書の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表7の項、9の項、16の項から23の項まで、28の項から30の項まで、<u>55</u>の項（再任用の任期の満了、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110</u></p>

110号。以下「育児休業法」という。) 第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。) 第2条第1項若しくは第2項又は法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。) 又は60の項から63の項までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適正な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

別表 人事異動用語表 (第6条関係)

人事異動の種類	意味
1～3 略	
4 任期更新	法第28条の4第2項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により再任用の任期の更新を行う場合又は育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項、一般職任期付職員条例第3条若しくは法第26条の6第8項の規定により任期の更新を行う場合をいう。
5～36 略	
37 育児休業期間延長	育児休業法第3条第3項において準用する育児休業法第2条第3項の規定により育児休業の期間の延長を承認する場合をいう。
38 略	
39 育児短時間勤務延長	育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合をいう。
40～45 略	
46 自己啓発等休業期間延長	職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年香川県条例第69号)第6条第3項において準用する同条例第2条の規定により自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合をいう。
47 配偶者同行休業	法第26条の6第1項の規定により同項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)

号。以下「育児休業法」という。) 第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。) 第2条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。) 又は58の項から61の項までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適正な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

別表 人事異動用語表 (第6条関係)

人事異動の種類	意味
1～3 略	
4 任期更新	法第28条の4第2項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により再任用の任期の更新を行う場合、育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項の規定により任期の更新を行う場合又は一般職任期付職員条例第3条の規定により任期の更新を行う場合をいう。
5～36 略	
37 育児休業期間延長	育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長を承認する場合をいう。
38 略	
39 育児短時間勤務延長	育児休業法第11条第1項の規定により同項に規定する育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合をいう。
40～45 略	
46 自己啓発等休業期間延長	職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年香川県条例第69号)第6条第1項の規定により、自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合をいう。

	を承認する場合をいう。		
48 配偶者同行 休業期間延長	法第26条の6第4項において準用する同条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合をいう。		
49 職務復帰	育児休業法第2条第1項の規定による育児休業の承認を受けた職員若しくは育児休業法第3条第3項において準用する育児休業法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認を受けた職員、教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の許可を受けた職員、 <u>法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認を受けた職員若しくは職員の自己啓発等休業に関する条例第6条第3項において準用する同条例第2条の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認を受けた職員若しくは法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認を受けた職員若しくは同条第4項において準用する同条第1項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けた職員を職務に復帰させる場合又はこれらの職員が職務に復帰した場合をいう。</u>	47 職務復帰	育児休業法第2条第1項の規定による育児休業の承認を受けた職員若しくは育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の承認を受けた職員、教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の許可を受けた職員若しくは法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認を受けた職員を職務に復帰させる場合又はこれらの職員が職務に復帰した場合をいう。
50~56 略		48~54 略	
57 退職	職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により職を退く場合又は勤務延長の期限の到来若しくは繰上げ、再任用の任期の満了、育児休業法第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職任期付職員条例第2条第1項若しくは第2項 <u>若しくは法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、雇用期間の満了若しくは死亡により職を退く場合をいう。</u>	55 退職	職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により職を退く場合又は勤務延長の期限の到来若しくは繰上げ、再任用の任期の満了、育児休業法第6条第1項若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、一般職任期付職員条例第2条第1項若しくは第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、雇用期間の満了若しくは死亡により職を退く場合をいう。
58~63 略		56~61 略	

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第3条 職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(選考による採用の方法) 第7条 略 (1)～(7) 略 <u>(8) 法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職</u> <u>(9) 略</u> 2 略	(選考による採用の方法) 第7条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。 (1)～(7) 略 <u>(8) 略</u> 2 略

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当の支給を受ける職員) 第2条 略 (1)～(8) 略 <u>(9) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員</u>	(期末手当の支給を受ける職員) 第2条 給与条例第14条の5第1項前段の規定により期末手当の支給を受けれる職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第14条の6各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(8) 略 (期末手当に係る在職期間) 第6条 略 2 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u>

(5) 休職にされていた期間（給与条例第16条の2第1項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。第12条第2項第5号において同じ。）については、その2分の1の期間

(6)・(7) 略

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第8条 略

(1) 休職にされている者（第6条第2項第5号の休職者を除く。）
(2) 第2条第3号から第5号まで、第8号及び第9号のいずれかに該当する者

(3)・(4) 略

（勤勉手当に係る勤務期間）

第12条 略

2 略

(1)～(3) 略

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(5)～(12) 略

（人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部改正）

第5条 人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第2条 略	(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。

(1)～(24) 略

(25) 略

ア～キ 略

ク 規則第29条の規定により選考を行うこと（規則第7条第1項第6号から第8号まで又は第8条第2項第1号ア若しくは第3号の規定による選考（同項第1号ア又は第3号の規定による選考にあっては、人事委員会が認めるものに限る。）の場合を除く。）。

ケ～ス 略

(26)～(35) 略

(1)～(24) 略

(25) 職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号。

以下この号において「規則」という。）に規定する次の事務

ア～キ 略

ク 規則第29条の規定により選考を行うこと（規則第7条第1項第6号若しくは第7号又は第8条第2項第1号ア若しくは第3号の規定による選考（同項第1号ア又は第3号の規定による選考にあっては、人事委員会が認めるものに限る。）の場合を除く。）。

ケ～ス 略

(26)～(35) 略

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第6条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間） 第7条 略	（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間） 第7条 条例第6条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号。以下「期末勤勉規則」という。）第2条第3号から第5号まで、 <u>第8号及び第9号</u> に掲げる職員として在職した期間	(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号。以下「期末勤勉規則」という。）第2条第3号から第5号まで <u>及び第8号</u> に掲げる職員として在職した期間
(3) 期末勤勉規則 <u>第6条第2項第5号</u> に規定する休職にされていた期間	(3) 期末勤勉規則 <u>第6条第2項第4号</u> に規定する休職にされていた期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。